

確定申告前に申告書の提出ができる

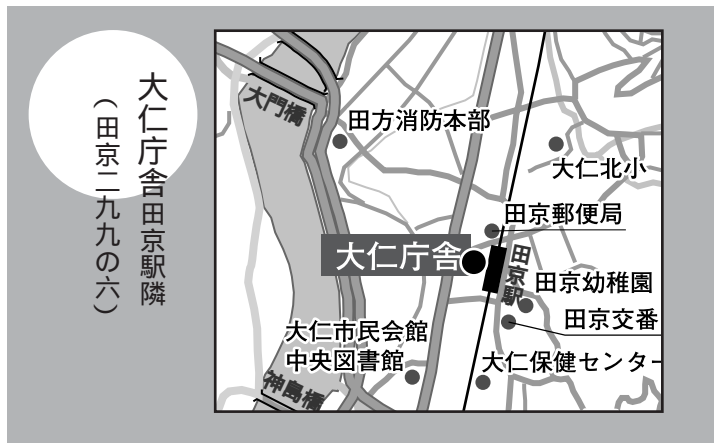
# 所得税の還付申告相談会

## 相談会日程

詳しくは三島税務署、市役所税務課にお問い合わせください。

とき	ところ
2月2日(火) 3日(水) 4日(木)	9:30 ~ 16:30 函南町役場 2階大会議室
2月1日(月) 9日(火)	9:30 ~ 16:15 伊豆市修善寺生きいき プラザ第1・2会議室
2月5日(金)	9:30 ~ 16:30 伊豆の国市役所大仁庁舎 2階第1会議室

とき	ところ
2月3日(水) 4日(木) 8日(月) 9日(火) 10日(水) 12日(金) 15日(月)	午前の部 9:00 ~ 12:00 午後の部 13:00 ~ 16:00 伊豆の国市役所大仁 庁舎 2階第1会議室



【問合せ】  
三島税務署(自動音声で案内)  
電話055(987)6711  
市役所税務課  
電話055(948)2918



確定申告会場では、書類審査に時間がかかるので混雑が予想されます。税務署や市では審査をスムーズに行うため、還付申告者を対象に還付申告相談を行います。  
相談対象となる人は、確定申告期間前でも申告書の記載・提出ができますので、ぜひご利用ください。

## 対象となる人

- 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける人
- 給与所得者で、年の途中で退職して年末調整ができない人
- 給与と年金収入、または年金収入のみの人など

## 必ずご用意ください

平成21年分の給与所得の源泉徴収票または公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるものも必要)  
還付を受ける金融機関の口座番号がわかるもの(本人名義の口座) 印鑑、筆記用具、計算機

## 住宅借入金等特別税額控除を受ける人

### 【新築住宅の場合】

住民票の写し  
家屋の登記事項証明書、請負契約書の写しや売買契約書の写しなどで家屋の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類  
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書  
住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等について控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲に係る契約書の写しなどで、その敷地等の取得年月日・取得価額などを明らかにする書類  
認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別税額控除を適用する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書(変更の場合は変更認定通知書)の写しと住宅用家屋証明書(写し可)など

【中古住宅・増改築等の場合】(バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別税額控除を受ける場合と省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別税額控除を受ける場合を含む)

上記書類に加え、各種書類が必要になります。三島税務署(電話055 987 6711)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)「暮らしの税情報マイホームを持ったとき」でご確認ください。

## 雑損控除を受ける人

- 災害を受けた資産の明細書
- 被災等の証明書
- 災害等に関連する支出の領収書

## 持参書類

### 医療費控除を受ける人

平成21年中に支払った医療費の領収書  
高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを受け取った場合はその金額のわかるもの  
\*領収書は病院や診療を受けた人ごとに分けて金額を合計し、メモ用紙などに整理してきてください。

### 社会保険料控除を受ける人

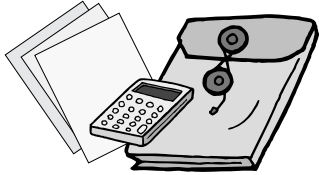
国民年金健康保険などの支払い金額のわかるもの  
\*国民年金保険料については日本年金機構から送付される控除証明書の提示が必要になります。  
証明書などを紛失して納付金額がわからない場合は、日本年金機構(控除証明専用電話0570 070 117)または三島年金事務所(電話055 973 1444)へお問い合わせください。

### 生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除を含む)を受ける人

保険会社等が発行する控除証明書

### 障害者控除を受ける人

障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人、扶養親族分)



伊豆の国市が開催する所得税の確定申告全般の受け付けは、次のとおりです。

とき **2月16日(火)~3月15日(月) \*土・日を除く**  
9:00~12:00、13:00~16:00

ところ	市役所葦山庁舎 3階大会議室	【対象】葦山地区、壺之上・古奈・谷戸・仲之台・鳥打・珍野・町屋・大北・千代田・長塚地区に住んでいる人
ところ	市役所大仁庁舎 2階第1会議室	【対象】大仁地区、天野・長岡・小坂・富士見・長瀬・戸沢・花坂地区に住んでいる人

- \*伊豆長岡庁舎では行いません。ご注意ください。
- \*会場の混雑緩和のため、地区ごとに申告会場を指定しています(強制ではありません)。ご協力をお願いします。
- \*大仁庁舎にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

所得税の確定申告については、広報2月号で詳しくお知らせします。

### 三島税務署が開催する所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告の受付日程

とき 2月12日(金)~3月15日(月)9:00~17:00 \*土・日を除く  
ところ 三島商工会議所1階TMOホール